

○厚生労働省告示第三百十号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年十一月二十一日

厚生労働大臣 武見 敬三

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後						
番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
(略)						
3149から 3175まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ペムプロリズマブ、 アテリズマブ、ト ラスツズマブ、エム タンシン、トラスツ ズマブ、デルクステ カン、ベルツズマブ 、ベルツズマブト ラスツズマブ、ホル ヒアルロニターゼ 、アルファ、ペバシ ズマブ、パクリタキセ ル（アルブミン懸濁 型）、トラスツズマ ブ、エリブリンメシ ル酸塩、ゲムシタピ ン塩酸塩、シクロホ スファミド+塩酸エ ピルピシン、パクリ タキセル、ドセタキ セル、化学療法、放 射線療法、J038（4 に限る。）、G005、 J045なし
					(略)	(略)
					8あり	ベルツズマブ、ベル ツズマブトラスツ ズマブ、ホルヒアル ロニターゼ、アルフ エ
					(略)	(略)
(略)						

改正前						
番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
(略)						
3149から 3175まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし	ペムプロリズマブ、 アテリズマブ、ト ラスツズマブ、エム タンシン、トラスツ ズマブ、デルクステ カン、ベルツズマブ 、ペバシズマブ、パ クリタキセル（アル ブミン懸濁型）、ト ラスツズマブ、エリ ブリンメシル酸塩、 ゲムシタピン塩酸塩 、シクロホスファミ ド+塩酸エピルピシ ン、パクリタキセル 、ドセタキセル、化 学療法、放射線療法 、J038（4に限る。 ）、G005、J045なし
					(略)	(略)
					8あり	ベルツズマブ
					(略)	(略)
(略)						

(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正)

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成二十四年厚生労働省告示第四百四十号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表

	薬剤	番号
(略)		
67	オラパリブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年8月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3151から3153まで、 3164及び3165
	オラパリブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年8月23日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3338、3340及び3346
(略)		
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3117及び3118
102	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3116
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3116
(略)		

改正前

別表

	薬剤	番号
(略)		
67	オラパリブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和4年8月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3151から3153まで、 3164及び3165
(略)		
102	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3117及び3118
(略)		

115	<u>コンシズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>全ての番号</u>
116	<u>ロザノリキシズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>1723から1727まで</u>

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

附 則

この告示は、令和五年十一月二十二日から適用する。